

盛岡市監査委員告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は，農林部及び市民部である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
中央卸売市場業務課	平成 26 年 8 月 26 日から同年 8 月 27 日まで
市民協働推進課，文化国際室，くらしの安全課，医療助成年金課	平成 26 年 8 月 28 日から同年 9 月 9 日まで
築川支所，青山支所	平成 26 年 9 月 2 日
男女共同参画青少年課，林政課	平成 26 年 9 月 3 日から同年 9 月 5 日まで
都南総合支所	平成 26 年 9 月 10 日から同年 9 月 11 日まで

第 2 監査の範囲

平成 25 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 農林部

林政課

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

中央卸売市場業務課

【指摘事項】

- 1 施設の使用許可に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 市民部

文化国際室

【指摘事項】

- 1 県に対する助成金要望書の提出に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

都南総合支所

【指摘事項】

- 1 自動車臨時運行許可に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - (2) 収入証紙の消印がないもの
- 2 公印使用簿による公印の使用承認に当たり、承認できない文書について公印使用を承認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。